

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、国民年金事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

## 公表日

令和7年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、各種申請・届出に伴う受付等の法定受託事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ② 国民年金保険料の免除等申請事務 ③ 国民年金裁定請求事務 ④ 日本年金機構への異動報告・所得情報提供などの進達事務
③システムの名称	・佐賀市基幹行政システム(国民年金システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
SHIPS国民年金システムDBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 未定 ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀市保険福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐賀市総務部総務法制課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐賀市保健福祉部保険年金課 佐賀市栄町1-1 (Tel)0952-40-7275
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <span style="float: right;">[ ]人手を介在させる作業はない</span>		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請を受けた際に国民年金システムで対象者を選択する際には、必ず4情報で照会を行うこととしている。 また、佐賀市個人情報保護事務取扱要領に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関する研修を受講するとともに、下記の局面において漏えい等の防止のための措置を講じている。また、確認は複数人で行うことを徹底している。 <small>特定個人情報を含む書類の保管</small>	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>申請された内容を佐賀市基幹行政システムへ登録し日本年金機構へ申請書類の引き渡しを行った後、日本年金機構において登録された情報との整合性のチェックが行われているため、リスク対策は整っていると判断される。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断項目	平成27年2月28日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	保険年金課長 福田 康則	保険年金課長 大串 賢一	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	保険年金課長 大串 賢一	保険年金課長	事後	
令和1年10月31日	Ⅱ-1 時点	2018/10/31	2019/10/31	事後	
令和1年10月31日	Ⅱ-2 時点	2018/10/31	2019/10/31	事後	
令和2年11月18日	Ⅱ-1 時点	2019/10/31	2020/10/31	事後	
令和2年11月18日	Ⅱ-2 時点	2019/10/31	2020/10/31	事後	
令和3年11月12日	Ⅱ-1 時点	2020/10/31	2021/11/1	事後	
令和3年11月12日	Ⅱ-2 時点	2020/10/31	2021/11/1	事後	
令和4年11月14日	Ⅱ-1 時点	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和4年11月14日	Ⅱ-2 時点	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和5年11月27日	Ⅱ-1 時点	2022/11/1	2023/11/1	事後	
令和5年11月27日	Ⅱ-2 時点	2022/11/1	2023/11/1	事後	
令和7年1月17日	I-8 問合せ	佐賀市健康福祉部保険年金課	佐賀市保健福祉部保険年金課 佐賀市栄町 1-1 (TEL)0952-40-7275	事後	
令和7年1月17日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和7年1月17日	Ⅳ-8		※様式変更に伴い、項目を追加	事後	
令和7年1月17日	Ⅳ-11		※様式変更に伴い、項目を追加	事後	
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	